

○期末手当及び勤勉手当の支給制限の処分等に係る調査審議に関する規則

制 定 平 25.12.19 規則 4

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、職員等の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成 5 年淀川左岸水防事務組合条例第 1 号）第 7 条第 5 項に基づき同条第 1 項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給制限の処分に係る調査審議以下「調査審議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の手続)

第 2 条 公平委員会の調査審議に関する手続は、退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則（平成 23 年淀川左岸水防事務組合規則第 2 号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。